

# 福祉文教常任委員会会議録

令和5年12月21日

忠岡町議会

## 忠岡町議会福祉文教常任委員会会議録

日 時 令和5年12月21日(木) 午前10時56分開会

場 所 委員会室

### 1. 出席委員

福祉文教常任委員会委員長	前川 和也
〃 副委員長	二家本英生
〃 委員	小島みゆき
〃 委員	三宅 良矢
〃 委員	尾崎 孝子
〃 委員	河野 隆子
議長 (オブザーバー)	北村 孝

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 出席理事者

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
秘書人事課長	中定 昭博	財政課長	岩佐 式人
健康福祉部長	泉元 喜則	地域福祉課長	藤原 直臣
高齢介護課長	武藤 優子	保険課長	泉 亜希
健康こども課長	谷野 彰俊	教育部長	二重 幸生
教育部理事兼学校教育課長		教育みらい課長	森野 英三
	石本 秀樹		
学校教育課参事	三好 泰隆	学校教育課参事	村田 真隆

### 1. 本議会の職員

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀
主 査	岩間早百合

委員長（前川和也議員）

お待たせいたしました。

ただいまより福祉文教常任委員会を開会いたします。

（「午前10時56分」開会）

委員長（前川和也議員）

なお、本日の会議は傍聴を許可しておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員長（前川和也議員）

また、出席委員は、全員6名ですので、委員会は成立いたしております。

委員長（前川和也議員）

会議録署名委員は、委員会条例第26条の規定によりまして、10番の尾崎委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

委員長（前川和也議員）

まずは、開会に先立ち、町長よりご挨拶を頂きます。

町長（杉原健士町長）

どうもお疲れのところ、ご苦勞さんでございます。

この案件でございます。解体工事によりまして、ちょっと不純物といひますか、出ました結果ですね、こういうふうになるわけでございますけども、ひとつよろしくご審議のほどお願ひしたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

委員長（前川和也議員）

ありがとうございました。

先ほどの本会議におきまして、本委員会に付託を受けました1件の議案についての審査を行います。

これより議事に入ります。

委員長（前川和也議員）

議案第52号 請負契約の変更について（忠岡町民運動場建築及び解体工事）を、担当課より説明をよろしくお願ひいたします。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

議案書1ページをお願いいたします。議案第52号、請負契約の変更について、ご説明いたします。

次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、忠岡町民運動場建築及び解体工事。契約の方法は指名競争入札。変更前契約金額は7,854万円。変更後契約金額は8,588万1,400円。変更増額は734万1,400円でございます。契約の相手方、大阪府泉北郡忠岡町忠岡北2丁目12番59号、松井建設株式会社。代表取締役、烏野孝博。令和5年12月11日提出、忠岡町長、杉原健士。

内容の説明につきましては、谷野部長よりよろしくお願いいたします。

住民部（谷野栄二部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

本工事はですね、9月議会で工事請負契約の議決を受け、現在、工事を実施をしております。解体工事に係るアスベストについては、青少年センターに関してはPタイルなどアスベスト含有建材が使用されていたことから、設計時点で調査を実施し、アスベスト含有建材の撤去を当初設計に含めて工事発注をしておりましたが、このトイレに関しましては、平成12年度に建設されたもので、アスベストの使用はないと考えておりましたが、解体作業に際し、それを確認して作業に取りかかるため、使用建材のアスベスト調査費を工事費に組み込んでおりました。

請負工事業者が契約に基づきアスベスト調査を実施したところ、外壁や天井の吹きつけ塗料にはアスベストは含まれておりませんでした。その塗料の下地に使用する下地調整塗材にアスベストが含有されていることが確認をされました。その仕上げ調整塗材とは、塗料の仕上がりをきれいにするため、コンクリート下地表面の凹凸、ひび割れ、傷などの隙間を埋め、なめらかにする塗材です。塗料の接着力を高める効果もあり、塗装仕上げの下地に広く使用されています。

確認されたアスベストはレベル3と呼ばれる一番軽度な建材であり、所定の工法で建物周囲や床面を養生した上、必要な届出を行い、施工いたします。

工事請負業者とは既に協議書を交わし、12月11日付で仮契約を済ませておりますので、今回、議決を頂いた後、速やかに作業に取りかからせていただきたいと思いますと考えております。

す。

なお、実施工程としましてはかなり遅れてしまうことにはなりましたけども、3月15日の工期に間に合うように、今後、請負業者と協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

説明は以上です。

委員長（前川和也議員）

説明は、以上のとおりです。

これよりご質疑をお受けいたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

今の説明であったんですけども、このトイレのほうのアスベストが含まれていたというところで、入札で契約も決まってるわけなんですけど、この金額の中にトイレのアスベストが含まれているかどうかという検査の費用は工事に含んでいたということによろしいんでしょうか。

住民部（谷野栄二部長）

はい。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

一応ですね、解体をする前に確認をして解体をするということがございますので、検査費用は含んでいたということがございます。なお、その検査は6検体、トイレの中の壁であったりとか天井であったりとか、吹きつけ材が使用されてる6か所の検体を取って調査をしてございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

検査費用は入っていたけれども、アスベストがあった場合、除去費用はここに含まれていなかったから、今回これ増額になってるわけだと思うんですけどね。ただ、その青少年センターのほうはもうアスベストがあったということで、そっちは含まれた金額なんやけど、何でこっちのトイレね、何でも平成12年度に建ったんで含まれていないだろうとい

うような、まあ言うたら勝手な予測ね、そういうことで結局またこないして増額になるというところで、やっぱり最初からきっちりそれは検査して、この入札のときにその金額も入れておかないといけなかったんじゃないかなというふうに思うんですけど。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

結果的にこういう形、増額となりましたので、その点は真摯に反省をいたしまして、今後の事業に活かしてまいりたいというふうに考えております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

谷野部長なんかは建設課におられたので、結構ね、今は生活環境にいらっしゃいますけど、ほかの職員さんよりかなりそこら辺は詳しいのかなというふうにいつも思っているんですけどね。反省はされたということでもありますけれども、結局この増額となって、今まででもいろいろ工事をやって、中に物が埋まっていたとか、あと人件費が上がったとか、そういったところで補正予算ね、組んだケースもありますけれども、今回のこのケースはほんとに単純なね、まあ言うたら悪いけど、単純なミスじゃないかなというふうに思うんですけど、いかがですか。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

これは、アスベストはいろいろと対処のしようがございまして、例えばさきの議会でも説明いたしましたけども、府営住宅側にテントとかなおしてる倉庫とかがございまして、そこには外壁にサイディングと呼ばれる外壁材が使われておりました。これはですね、中にアスベストなどが建材として含まれているということが広く知られてまして、それなんかは調査をせずに、当初から含まれてると見越して処理をする、そうしたような処理の仕方もございます。

で、青少年センターのように、もう明らかにアスベスト使用建材があると。また、その青少年センターの場合は、床にPタイルと言われるアスベストがかなり入った建材があるんですが、それはめくれるんですけども、そのめくった後のPタイルとコンクリートの間に、その全部剥がれて取り切れないというんですかね、かき落とさないといけないような状況のものもございまして、そうしたような背景もございましたので、調査を入れたというふうには思っておるんですが、それとですね、今回のように、ないだろうということで

工事費に含んでおいてですね、工事業者が調査をするというやり方もございますし、これは様々行われております。

私、反省と申し上げたのは、そうしたところを先にやっておけばですね、今回ちょっと工期が半月以上遅れてしまったんですけども、そうしたこともなかったのかなというところもありまして、今後、本町でも解体を行うような工事が多々あると思いますけども、こうしたところは事前にちゃんとチェックをして工事を行っていくように、また努めてまいりたいというふうに思っております。

委員（河野隆子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

この臨時議会のときにですね、この解体工事のほうはなぜ指名競争入札なんやということはいろいろと聞かしていただきました。金額が忠岡町が取り決めて、8,000万以下は指名競争入札やという説明でありましたね。結局はこうやって増額になって8,000万超えてするのやったら、やっぱり指名競争入札でなくて一般競争入札にすると。そういったところでやっぱり競争原理も働くというふうに思うんです。

恐らくね、ちょっと臨時議会があつて、議事録をずっと読んでいると、やっぱり検査によってアスベストの含有があつたら設計変更ということにもなるというふうには言われていたわけなんですけど、やはりある程度予測ができたんじゃないかなというふうには思うんです。それは分かりませんよ。これは私が思っていることだけで、何もその証拠があるわけでもないんだけど、結局は8,000万超えた。だから、やっぱり一般競争入札ができたのに指名競争入札にしていると。非常にこれ、問題だというふうに思うんです。臨時議会でも反対はさせていただきまされたけどもね、やっぱり設計のときにきっちりそこは見込んでると、そういったところが必要であるというふうに思います。

このレベル3でしたかね。レベル3というのは、アスベストでいうと、何かいろいろレベルあると思うんですけど、どういったレベルになるんですか。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

レベル3というのはですね、アスベストが飛散をして住民の方とか人体に影響を及ぼすのに一番少ないレベルというふうになります。例えば、レベル1はですね、鉄骨材に吹きつけをして、それがすぐにでも飛散できる状況にあるもの、そうしたものはレベル1というふうになってございます。このレベル3というのは、飛散はしない。例えば、ボードですね、板状に成形されたようなボードであつたりとか、そのもの自体はアスベストを飛

ばすことはありませんので、そのような建材はレベル3というようなカテゴリーに位置づけられております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

ちょっとさっき私言うたのは、お答えもらわなあかんところをちょっとお答えもらってないんですけど、結局、金額は補正予算を組まなあかんようになって8,000万を超えた。でも、予測はできたんじゃないかなというふうには思うんだけど、その点で、やっぱりこれね、落札率99.47%でしたからかなり高い落札率なんですけど、少しでも安かったら、やっぱり住民さんの税金で払うわけですから、安くついたらやっぱり住民さんにも還元できることがあるのかもしれないけど、こういった高い落札率で指名競争入札をしたということで、結果的には補正予算を組んで8,000万を超えたというところで、ほんとに予測はできなかったのかというところ、ちょっとそこだけをお答えお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

そのところですね、まず、そもそもこの町民グラウンドの改修工事につきましては、議員の皆さんもご承知のとおり、1つの工事だったんですね。グラウンドの改修も建築も解体も1つの工事であったんですね。それが一応今年度になりましてですね、繰越しということになりまして、いろいろと外周面の整備がなくなるとかいうような要因もございまして、一度その設計全体を私、見直させていただくような状況になりました。その時点ではもう既に設計というのは出来上がっておったんですが、外周部のフェンスや既存の擁壁を触るということもありましたし、そうすることによりまして、グラウンドの例えば高さであったりとか、いろいろと検討し直さなければいけない部分もございました。

その中で、一応私も少なからず経験がありますので、この公園工事の中にはですね、土木工事、公園工事というのは大きくカテゴリーで分けますと土木系の工事になります。それと、建築物の建築であったりとか解体というのは建築工事というカテゴリーになります。それにつきましては、それぞれ建築工事業者もおりますし、土木系の工事業者もおるということで、普通分けられてるのが一般的なんです。それと、そこに係る諸経費ですね。例えば土木、公園に関する諸経費は、直接工事費に対して結構な割合がかかるんですね。建築工事というのはそこまでかからないんです。それは、それぞれその工事の特性といいますか、カテゴリーに応じて諸経費率というのが決められてるんですけども、そうし

たことから工事を2つに分割するべきではないかなというところで検討いたしました結果、2つに割ることができましたので、それぞれ設計図書を、公園系の工事と建築系の工事という2つに分けて仕上げてきたわけなんですね。

その過程の結果ですね、それぞれの設計金額というのが出てきておりますので、その状態でそこが想定できていたかといいますと、それは設計金額というのとは出た結果でありまして、そこは全く想定してないということですね。出てきた結果の設計金額が、それぞれ現在の工事の設計金額であったということをご理解いただきたいと思います。

委員（河野隆子議員）

最後に、すみません。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

このこっちの建築工事の中に、アスベストのトイレの部分の検査費用は入っていたと。で、青少年センターは事前に調査をされたというところで、含まれているかもしれないというところで、なぜ事前にトイレのほうも、これ恐らく忠岡町がどこか頼んでしはったんやな、青少年センターの事前の調査というのは。違うんですか。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

設計委託業者を通じて調査をしたということでございます。

委員（河野隆子議員）

なので、どうして事前にこのトイレもせえへんかったんかというところが非常に疑問なんですよ。そこがすごく疑問な。いかがですか。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

それはですね、その設計事業者の考え方であったのかなというふうに思います。それがですね、工事費に含んでやるのが悪いことかといえば、そうではなくてですね、民間事業者なんか解体工事を行う場合は、ほとんどがこのやり方ですし、じゃあ行政はどうなんだというところはあるんですが、それはそのときのその設計事業者の判断であったかなというふうに思います。

委員（河野隆子議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

設計事業者が判断したんやったら、設計事業者にほんまに持ってもらわなあかんぐらいやと思いますわ。こんなんね、ほんとに何でこんなアスベストが含まれているかもしれないという、何となく分かってるのに、どうしてこういう請負契約を締結した後にこんな補正予算出すってね、これはやっぱりいかんというふうに思います。

委員長（前川和也議員）

他にいかがでしょうか。三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

先ほど、この下のレベル1、2、3で分かれてるんですけど、大体どういう形でこのレベル1、2、3って、工事のやり方というのが分かれていくんですかね。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

すみません、ちょっと今、詳しい資料を持ってないんですが、例えばレベル1でありますと、本町の公民会館もたしかこの同様の吹きつけ材を撤去したんですけども、これはですわね、吹きつけ材ですから、触ると飛散しますよね。それが外部に出ないような養生方法をしなければならないということになっておりまして、例えば公民会館はどうしたかといいますと、建物は完全に密閉をいたしまして、中にHEPAフィルターと言われる高性能の集じん器を持ちまして、建物の中を負圧にするんですわね。気圧を下げて、外からは空気は入るけども中からは出ていかない、そのような工法でやったんですけども、アスベスト除去にはいろんな工法が開発されてますんで、いろんなやり方があるんですけども、そのような配慮が必要な工事になるというところでありまして、このレベル3なんかは、特にそういう養生はなくて、例えば手で解体しなさいとかですわね、ボード系でしたら、機械でガチャガチャやっちゃ駄目よと。潰したら多少なり飛散しますんでね、そこのところは手でばらしなさいとか、そういったような養生法になるということでございます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

僕、もともとアレルギー体質で、ちょっとあそこよく通るんですけどね、建物を解体してるときに、普通にホース1本ぐらいの水でピャーッとやってて、やっぱり感じるんですわね。「ああ、何か舞ってるな」というのは、すごい鼻が悪いんで。それは問題ないということいいんですわね。そのやり方にしろ、その舞うことに関していえば問題ないと。純粹にそこが分からずで、結局そこと同じような工事を、これするわけじゃないですか。じゃ

あ、どのようにしていくんで、要はこういう手順で対応しますというのがあれば、こういうように感じたとしても、それはいいんやな。でも、こう感じたら、ちょっとそれはおかしいん違うかなというのが分かるんで、だからそういう分かりやすいものがちょっと頂けたら、レクチャーいただけたらいいかなと思うんですけど。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

今回の工事はですね、一応集じん装置つき、先ほど言いましたHEPAフィルターですね。大型の掃除機のようなものがついてる削り落とす機械がございまして、その剥ぎ取る面を湿潤化しまして、なおかつその削り取りながら、その大型の掃除機のようなものに吸い取っていくというような工法で行います。

で、その外側は、今現在もやっておりますけども、しっかりと養生ですね。幕を張って養生して、床面についても、こぼれ落ちてそれが残らないような養生法がなされるというような工法で行う予定でございます。

委員（三宅良矢議員）

はい。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

最後に残った、解体じゃないですけど、残った建物自体も普通に潰して行って、水ですうっと、一般的な解体工法でやっていくということでもいいんですね。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

アスベストをきれいに削り取った後はですね、通常の解体工事を行うということです。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

あと、ちょっとこれは若干ずれるんですけど、今後のグラウンドの養生の在り方についてどう考えてるか、ちょっとお聞きしたいんです。実を言うと、グラウンドって、ああやって水はけを良くしてやっても、結局何もメンテナンスしなかったら、また固くなって、結局あのときに1億、2億かけてやったのに、また固くなったやん、水はけ悪くなったやんってなるわけじゃないですか。

例えば、忠岡のボーイズ、あまり個別名称を挙げたらあかんですけど、第2グラウンドでしたっけね、浜のやったら、某野球チーム、忠岡ボーイズが、こういうメンテナンス、

自分たちがほぼ使ってるグラウンドなんで、とんぼみたいなやつでまず地ならしして、固かったら土まいて、その上からまたトンボ引きやったりして、そうすることでメンテナンスできるわけじゃないですか。

まあまあ、これだけのちょっとコストかけてあるやり方で、今後、その辺の養生のあり方について、やっぱり一定予算けるのか、それともその利用者ですよ。特に部活で使ってるんで部活の子どもたちにさせるのか、それともほかで何か考えるのかというところは明確にしていかないと、この予算のあり方自体もちょっとどうかなとは思いますが、いかがお考えでしょうか。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

今回はですね、グラウンドの中に地下排水といいまして、染み込んだ水を一旦パイプにおさめて流すといったような工事を行うことになっております。そのパイプの周辺は、多少下がる可能性があるんですね。だから、そうしたような状況もありますし、周囲に側溝を今整備し直してはありますが、その周囲の側溝に泥がたまるといったことも想定されるわけなんです。ですから議員がおっしゃるように、定期的なメンテナンスというのはもう欠かすことはできないというふうに考えております。

また日常的なですね、トンボをかけたるところも、それは利用者の間でやっていくのかどうなのか、そこのところはまた教育委員会のほうで検討していくことかなというふうに考えております。

委員（三宅良矢議員）

分かりました。ありがとうございます。よろしく申し上げます。

以上です。

委員長（前川和也議員）

他に、いかがでございましょうか。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

何点か質問させていただきます。

今回、トイレの解体時にアスベストが分かったということで、追加の工事費用、入ってますけども、まずこのトイレの建設、平成12年というのを伺っているんですけども、そのときの図面って、あったんでしょうか。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

もちろんございます。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうしましたら、その図面の中に、使われてる材料とかという、その記載というのもあったのではないのでしょうか。実際、忠岡保育所を解体したときに、資料を頂きまして、そこに事細かくその材料が書いてあったので、その中からアスベストが入ってるという判断というのは、その設計会社でもできなかったんでしょうかという、ちょっとそこだけお伺いしたいんですけども。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

実はあの建物、私が担当いたしましたして建てたんですが、吹付け材とか仕上げ材は当時からノンアスベストということでありましたので、アスベストが含有されてる建材というのは流通してなかったと思うんですね。ただ、こういった今回のような下地材であったりとか建築材料以外には、例えばブレーキのパッドであったりとか、代替品のないやつでごく少量の部分はたしか平成17年までは使用が認められていたと思うんですね。そうしたところで使用されたのかなというふうには思うところでありまして、当時の建築のときにそうした塗料とかについては必ず使用承認とかで出てきますので、チェックは入れるんですけども、この下地塗材に関してはそうした資料はちょっとなかったというんですかね、意識をするようなところではなかったというふうには思っております。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

そしたら、その下地、塗料とかは当然記載があったということなんですけど、その塗ってる下地には、そこまでは記載があったかどうかというのはちょっと分からないというか、多分なかったんであろうという形ですよ。分かりました。

先ほど谷野部長もおっしゃってましたけど、平成17年ぐらいまで使われてたなというのは、労働安全衛生法の施行令が改正されたのは平成18年ということだったので、それ、そこから後というのはアスベストも全面禁止、使用禁止になってると思うんですね。それであれば平成17年以前というのは使われてる可能性もあったということにはなってくるんですね。やっぱりそういったところで、この建物が平成12年に建てられたということだったので、やっぱり最初からないだろうというのではなくて、やっぱり最初から

あったんでないかということで事業を進めていかないといけなかったことだと思うんですけども、その点についていかがでしょうか。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

議員おっしゃるとおりだと思います。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

先ほども「真摯に反省して」という言葉もおっしゃってたので、多分そういうことも踏まえてということだと思います。

それで、アスベスト、事前調査ですけども、これも何か、令和2年ですかね、から法改正されて、令和3年4月1日から事前調査の法定化をされてるとはちょっと聞いてます。この令和5年の10月から、また有資格者による事前調査の実施を義務化ということになってるんですけども、その令和3年4月1日から法定化されてるということであるのであれば、やっぱりこの建物についても平成10年に建てられた建物であるので、やっぱり事前調査というのは必要ではなかったのかなと思いますけども、その点についてはいかがでしょうか。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

その点につきましては、その当時の設計事務所の考え方であったのかなというふうに思っております。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

多分設計事務所というのは、入札で上げられたとこ、入札でやったところが多分そういった設計とかされてると思うんです。で、その業者がこのアスベストの事前調査のことについて知らなかったというわけではないと思うんです。実際、青少年センターのほうはアスベストのほう、あるというのは、調査されてるということだったので、それであれば解体する建物、やっぱりそちら自身は忠岡町、町のほうがそれ把握してなかったとしても、業者のほうが本来であればそういった調査はきちんとしていって、それを忠岡町に示して、「やっぱりアスベストありました」。そしたら、それに基づいて設計金額を作って

いかなければならなかったのかなというふうに思うんですけども、その点についていかがでしょうか。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

さきに申しあげましたとおり、解体前に調査をするという方法も、ない方法ではありませんので、それを選択したのかなというところだと思います。今後は、先ほど言いましたこの事例を反省をしまして、今後本町で解体工事を行う際にはですね、徹底して事前調査を行うというところで進めていきたいなというふうに思っております。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

そうですね。先ほども事前調査をきっちりしていれば、先ほど河野委員もおっしゃったとおり、やっぱり最初からアスベストの除去費用を設計金額に載せれたと思うんです。それで今回、入札をかけたときに8,000万超える工事、設計になったと思うんで、そうならば制限付きの一般競争入札で、それでいけたんでないかというのが、ちょっと1つ疑問点が残るんですね。その点について、多分先ほども答弁されたと思うんですけども、もう一回確認をお願いします。

住民部（谷野栄二部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

河野委員のときに答弁したとおりでございます。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

分かりました。今回こういう形になってしまったので、谷野部長のほうからも「真摯に反省」という言葉も出ていますので、今後、多分これから公共物の建物の解体については、もう事前に調査をしていかなければいけないことになってくると思いますので、その辺は今後きっちりして行っていただきたいと思います。これは意見として言わせていただきます。

以上です。

委員長（前川和也議員）

他に。

小島委員。

委員（小島みゆき議員）

今までのお話、聞かしていただいている、谷野部長が何かいろんなことをよくご存じなのに、何でこういうふうに後手に回ったのかなというのが、何か皆さんのお話聞く中で、そこが何か、なぜなんやろうというふうに疑問に思ったので、答弁していただけたらと思います。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

私も建築を離れて数年たちますので、先ほど二家本委員がおっしゃられた改正も知りませんでしたし、情報としてはなかったんですが、一応この先に設計、私が見る前には設計がもうできておまして、それから見直すという作業をやってきました、当然ながらその関係法令は気がつくわけでありまして。ただ、時期的なこともございましたし、そうした中で検査時に含めてやるという方法もない話ではありませんでしたので、そこを選択をさせていただいたということです。

結果的に出て、このような変更ということになったんですが、かかった費用自体は先に調べて出てきても、その費用については余分にかかるわけではありませんので、時間的にちょっと長引いてしまったというところはあるんですが、そのところはそうした事情でございまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員（小島みゆき議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小島委員。

委員（小島みゆき議員）

金額的には変わらないということはあるんですけども、でも、何かちょっともう一つ納得できないような、これはしようがないことなんですけど、やっぱり何かもうちょっと、連携が取れてなかったんかなとか、いろんなことをちょっと疑問に思ってしまったので、一言聞かせていただきました。

委員長（前川和也議員）

他に、質疑はいかがでしょうか。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

今回、これ、議決を取らないといけないということで、先ほど工期が遅れるという話もあったんですけども、事前にもし分かっていたらもっと工期が早くなったり、工期が早くなればそれだけの費用が少なくなるじゃないですか。そういったところもやっぱり踏まえて最初から、同じ答弁になってしまうかもしれませんが、やはりそういった工期の短縮、それに伴う費用の削減、そういうこともできたのではなかったかなと思うんです。やっぱりそれが、ちょっと今回、谷野部長が一度設計された分に関して、もう一度見直して、現場も離れた分もあったとは思いますが、その点について、実際もしこれ工期短縮になったら費用って安くなったものなんですか。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

工期が短くなった場合も費用は変わらないです、基本的に。逆に、長くなるとかかる費用があるかもしれませんが、そのところは基本的には変わらないと思っております。

委員長（前川和也議員）

他に、いかがですか。

議長（北村 孝議員）

1点だけ。

委員長（前川和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

この請負契約の変更ですけども、当初からこの変更額の730万、これを含んでの入札、公平性から見て、これを含んでの入札であれば契約相手が変わっていたん違うかなと私なりに思うんですけど、この辺はどういう認識、持たれてますか。

委員長（前川和也議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

河野委員のときに答弁させていただいたとおりで、本当に2つに分けられるかなというところをやり始めたのは今年の4月、5月なんですね。で、そこから時間がありませんでしたので、設計の作業を進めていったわけなんですけど、その結果の金額なんですね、この設計金額は。ですから、そのところの意識は全くありませんでしたし、出たまんまの金額というんですか、それで設計を終えて発注作業にかかったというところでもあります。

議長（北村 孝議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

入札については影響はないと、こういうふうな判断ですね。はい、結構です。

委員長（前川和也議員）

他に、質疑はいかがですか。

（な し）

委員長（前川和也議員）

なきようですので、質疑を終結いたしまして討論に入りたいと思います。討論はありませんでしょうか。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

休憩を求めたいと思います。

委員長（前川和也議員）

休憩動議が上がりましたが、皆さん、どうですか。どれくらい。

委員（二家本英生議員）

10分。

委員長（前川和也議員）

10分ですので、この時計で45分再開といたします。

（「午前11時35分」休憩）

委員長（前川和也議員）

それでは、再開をいたします。

（「午前11時45分」再開）

委員長（前川和也議員）

討論というところで、まず反対討論ある方、いらっしゃいますか。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

委員（二家本英生議員）

議案第52号、請負契約の変更について、反対の立場で討論いたします。

町民運動場の建築及び解体工事の案件については、10月議会でも落札率の高さや指名競争入札に付する金額の上限いっぱい、7,854万の上限いっぱいの設計金額だったことにより7,854万と上限いっぱいの金額で落札がされました。そのことにより反対いたしました。

解体するトイレのアスベストの含有については、事前調査が法定化されていたのにもかかわらず、この法改正されていたのが知らないままで今回の工事の設計に進んでいました。工事の設計段階で調査を行わず、工事請負契約の後にアスベスト対策の工事が必要ということで、今回の追加金額となっています。本来であれば事前調査を行い、アスベスト含有の有無を確認してから工事設計をすべきではなかったでしょうか。結果、アスベストが含まれていることが判明しました。

事前調査を行っていればアスベスト除去工事の費用も積算され、設計金額が8,000万以上になることは明白であり、当初の入札方法を指名競争入札ではなく制限つき一般競争入札に付すべき案件でありました。

以上の理由によりこの議案については反対いたします。

以上です。

委員長（前川和也議員）

反対討論でした。

続きまして賛成討論、ございますでしょうか。

他に討論ありますか。

委員（三宅良矢議員）

賛成討論です。

この工事が今、反対によって止まることで、3月末までの工期に間に合わず、約1億円でしたっけね、補助金が下りなくなる可能性が高いと。

確かにこの入札率とか、8,000万から一般競争入札で指名はという、その疑義はかなり残るところではありますが、それはもう今後、我々議会としても厳しくチェックしていくべきですし、意見していくところかなと思います。

ただ、730万の追加のことで、そういうような10倍以上の補助金を失うという、この工事代は確かに議会としては進むべき道ではないと思いますので、賛成いたします。

以上です。

委員長（前川和也議員）

他に、討論はいかがですか。

委員（河野隆子議員）

反対討論。

委員長（前川和也議員）

反対討論。はい。

委員（河野隆子議員）

反対討論します。

私たち会派は、もう大分前からグラウンドの水はけの問題は、質問もしてきましたし、改修は必要であるというふうには思っています。

しかしながら、今回のこの設計変更ですね。これがそもそも事前調査、アスベストの含有の事前調査を行っていけば8,000万円以上になることが明らかであって、そうすると一般競争入札ができたというふうを考えるわけです。なので、一般競争入札するともうちょっと手を挙げるところも多かっただろうし、そして金額も下がるということも考えられたというふうに思います。

それと、さっき部長がアスベスト工事前調査の一部、ちょっと法改定されたところも知らなかったというところは、やはり民間でないので、行政ですので、もしそれが法に触れて駄目だということになったら大変なことだというふうに思うんですね。その点も指摘しまして、この解体の設計変更については反対といたします。

委員長（前川和也議員）

他に、討論はよろしいですか。

（なし）

委員長（前川和也議員）

討論を終結いたします。

続きまして起立により採決を行います。

議案第52号 請負契約の変更について（忠岡町民運動場建築及び解体工事）について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

委員長（前川和也議員）

起立多数、よって本議案第52号は、原案のとおり可決されました。

委員長（前川和也議員）

以上で、本委員会に付託を受けました議案の審議を終了といたします。

委員長（前川和也議員）

最後に、町長よりご挨拶をよろしくお願いいたします。

町長（杉原健士町長）

慎重にご審議いただきまして、ありがとうございます。

この問題、真摯に私らも受け止めております。スタートの時点からいろいろな問題、設

計の段階からいろんな、入札の方法から、いろいろ職員も注意しながらやった結果こういうふうにして、半年からのずれになった結果がこうなると。もっともっと本当は壮大な、周りの周回の散歩とかいうような、できるようなとか、健康器具とかを入れて1個の補助金もほかしたような事業でございます。最初からちょっとボタンのかけ方が悪いのかなというふうに非常に反省してるところでございます。

その中において、今回こういうふうな結果になったわけでございますけれども、この辺を真摯に受け止めながら、今後の事業に関しましてはしっかりと職員、手綱を締めながらしっかりと頑張ってもらいますので、ご理解のほどお願いいたしまして、閉会に際しましてのご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

委員長（前川和也議員）

以上で福祉文教常任委員会を閉会いたします。

（「午前11時52分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和5年12月21日

福祉文教常任委員会委員長 前川和也

福祉文教常任委員会委員 尾崎孝子